

第 5 9 号議案

足立区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 7 年 6 月 7 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立公園条例の一部を改正する条例

足立区立公園条例（昭和 3 3 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、第 4 号から第 6 号まで」を「から第 7 号まで及び第 1 0 号」に改める。

第 4 条の 2 を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第 4 条の 2 公園の管理に関する業務は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて区長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認めた場合を除き、規則で定めるところにより公募するものとする。

3 第 1 項の規定により指定管理者が管理を行う施設にあつては、第 4 条（公園の使用を制限する部分に限る。）、第 1 3 条及び第 1 4 条中「区長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用するものとする。

第 4 条の 2 の次に次の 4 条を加える。

（指定管理者の指定）

第 4 条の 3 前条第 1 項の規定により指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める

基準により施設の目的を最も効果的に実現することができる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

3 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第4条の4 指定管理者の業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 公園施設の維持管理に関する業務

(2) 公園施設の使用手続に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が公園施設の管理運営に必要と認める業務

(管理の基準)

第4条の5 指定管理者は、前条に定める業務を適正かつ効率的に行わなければならない。

2 指定管理者及び公園施設の管理業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、公園を利用する者の個人情報適切に保護されるために必要な措置を講ずるとともに、公園施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とする。

(指定管理者の指定の取消し)

第4条の6 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。

(2) 前条に定める管理の基準を遵守しないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理を継続することが適当でないとき。

第 2 章の次に次の 1 章を加える。

第 2 章の 2 区以外の者の公園施設の設置等

(許可申請書の記載事項)

第 4 条の 7 法第 5 条第 1 項の規定による条例で定める許可申請書の記載事項は、次のとおりとする。

(1) 公園施設の設置の許可申請書

ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。）

イ 公園施設の種類及び数量

ウ 公園施設の設置目的

エ 公園施設の設置期間

オ 公園施設の設置場所

カ 公園施設の管理組織

キ 公園施設の管理規則及び経理計画

ク 公園施設の構造及び規模

ケ 公園施設の設置工事の期間

コ 公園施設の設置工事費の調達計画

サ その他区長が指示する事項

(2) 公園施設の管理の許可申請書

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 公園施設の所在、種類及び数量

ウ 公園施設の管理目的

エ 公園施設の管理期間

オ 公園施設の管理組織

カ 公園施設の管理規則及び経理計画

キ その他区長が指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更する許可申請書

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 変更する事項

ウ 変更する理由

エ その他区長が指示する事項

(土地又は公園施設の使用料)

第4条の8 公園施設の設置又は管理の許可を受けた者からは、その使用する土地又は公園施設について、足立区行政財産使用料条例(昭和42年足立区条例第3号)第2条の規定により算出する額を使用料として徴収することができる。

2 前項の使用料の徴収方法については、足立区行政財産使用料条例第6条の規定を準用する。

(土地又は公園施設の使用料の減免)

第4条の9 区長は、前条の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(公園施設の設置又は管理の休止又は廃止)

第4条の10 公園施設の設置又は管理の許可を受けた者が、公園施設の設置又は管理を休止又は廃止しようとするときは、休止又は廃止しようとする日の30日前までに、理由を付して区長に届け出、その承認を受けなければならない。

第13条中「足立区規則」を「規則」に改める。

第14条中「附す」を「付す」に改める。

第15条の見出し中「使用料」を「使用料等」に改め、同条第1項中「使用料」の次に「(指定管理者が管理を行う施設のうち利用料金を収受する施設にあつては、利用料金をいう。次項において同じ。)」を加え、同条に次の2項を加える。

3 利用料金の額は、前2項に定める使用料の額の範囲内において、区長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第 18 条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者は、区長の承認を得て、これを変更することができる。

第 20 条第 2 号中「取消」を「取消し」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、使用者の責に帰さない理由により使用不能になつたとき又は使用者が使用日の 10 日前までに使用の取消しを申し出たときには、既納の利用料金の一部又は全部を還付することができる。

第 21 条中「減免」を「減額し、又は免除」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第 22 条の次に次の 5 条を加える。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第 22 条の 2 法第 27 条第 5 項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第 22 条の 3 法第 27 条第 5 項の規定による公示は、前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して 14 日間、足立区公告式条例 (昭和 25 年足立区条例第 4 号) 第 2 条に定める方法により行うものとする。

2 区長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

(工作物等の価額の評価の方法)

第 2 2 条の 4 法第 2 7 条第 6 項の規定による保管した工作物等の価額の評価は、取引の実例価額、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、区長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第 2 2 条の 5 法第 2 7 条第 6 項の規定による保管した工作物等の売却は、規則で定める契約の手続により行うものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第 2 2 条の 6 区長は、保管した工作物等（法第 2 7 条第 6 項の規定により売却した代金を含む。）を当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）に返還するとき、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けべき工作物等の所有者等であることを証明させ、受領書と引換えに返還するものとする。

第 2 3 条第 1 項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第 3 項中「損害」を「損害額」に改め、同条に次の 2 項を加える。

5 指定管理者は、指定の期間が満了したとき又は指定を取り消され、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、公園施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を得たときは、この限りでない。

6 指定管理者は、公園施設に損害を与えたときは、区長が相当と認め

る損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときは、その額を減額し、又は免除することができる。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の 2 の改正規定（同条第 3 項に係る部分に限る。）、第 4 条の 2 の次に 4 条を加える改正規定（第 4 条の 3 に係る部分を除く。）、第 15 条の改正規定、第 18 条にただし書を加える改正規定、第 20 条の改正規定（同条に 1 項を加える改正規定に限る。）、第 21 条の改正規定（同条に 1 項を加える改正規定に限る。）及び第 23 条の改正規定（同条に 2 項を加える改正規定に限る。）は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の足立区立公園条例第 4 条の 2 の規定により管理を委託している公園については、同条の規定は、平成 18 年 9 月 1 日（同日前にこの条例による改正後の足立区立公園条例第 4 条の 3 第 2 項の規定により当該公園の指定管理者の指定をした場合は、当該指定の日）までの間は、なおその効力を有する。

(提案理由)

公園施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、都市公園法に基づく公園施設の管理を行うため必要な事項を定める必要があるため、この条例案を提出いたします。